

我が国の個人情報保護法における個人情報概念に関する一考察

山形京子^{†1}

概要: プライバシーを保護するために、日本の個人情報保護法の保護対象である「個人情報」の定義について考察する。

キーワード: 個人情報保護法, 個人情報

An analysis of the difference between Personal Data and Personal Information in Act on the Protection of Personal Information

KYOKO YAMAGATA^{†1}

Abstract: I would like to analyze of Personal Information in order to protect privacy

Keywords: Act on the Protection of Personal Information, Personal Information

1. はじめに

情報通信技術の発展で、多種多様で膨大な情報を集積することができるようになり、プライバシー情報が様々なところに蓄積されている。

現行個人情報保護法第1条では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としているが、この「権利利益」とは何かという点について、現行法の逐条解説では、「権利利益」には、“個人の人格的な権利利益と財産的な権利利益の双方を含む”¹⁾とするものや“個人の人格的、財産的利益全般であり、プライバシーはその主要なものであるが、それに限られない”²⁾とするものがあり、「権利利益」にはプライバシーが含まれているといえる。

しかし我が国の個人情報概念は厳格に解釈されており、諸外国のデータ保護法制に比べると、その保護範囲は狭いと言わざるを得ず、プライバシー情報を保護しきれていない部分もあると思われる。

そこで本稿では、個人情報の定義を広げることによって、プライバシーも射程に含めたEUのPersonal Dataとの整合性を図るべきであるということを示し、個人情報保護法の保護法益に含まれるプライバシーを保護するために、個人情報保護法の保護対象である「個人情報」の定義についての今後の課題について検討する。

2. 「個人情報」と「パーソナルデータ」

2.1 「パーソナルデータ」

日本とEU、米国を比較すると、データ保護法制における

保護の対象の定義に大きな違いがある。日本の個人情報保護法では、その保護の対象は「個人情報」と定義されている。一方で、EU、米国のデータ保護法制においては、共に、「Personal Data (以下パーソナルデータ)」という定義がなされている。

2.2 EU データ保護規則提案によるパーソナルデータの定義とその背景

“ヨーロッパ諸国においては、プライバシー権が「尊厳」と「名誉」に基礎を置きつつ普遍化してきた経緯があり、”³⁾EU基本権憲章により、第7条で私生活の尊重の権利、第8条第1項で個人データの保護の権利が明文で規定されている。1995年のEUデータ保護指令では、“「個人データの処理に関して自然人の基本的な権利及び自由、特にそのプライバシーの権利」の保障を目的とすることを謳って”⁴⁾いる。

2012年1月の「一般データ保護規則提案」では、第4条(2)号において、パーソナルデータ概念は、“「データ主体に関するあらゆる情報を意味する」”⁵⁾と包括的に定められており、データ主体とは、第4条(1)号において、“「識別された、又は、識別され得る自然人であって、とりわけ、個人識別番号、位置データ、オンライン識別子、又は、当該人物の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、若しくは社会的アイデンティティに特有な1つ以上の要素を参照することによって、管理者又は他の自然人若しくは法人が合理的に利用することが見込まれる方法を用いることで、直接又は間接に識別され得る者をいう。」”⁶⁾としている。

規則提案は、現行のEUデータ保護指令から文言及び解釈

^{†1} 新潟大学法学部法学科 鈴木正朝研究室
Niigata University, Faculty of Law, Department of Law, SUZUKI
MASATOMO Laboratory

には大きな変更は加えなかったが、個人識別手段の例として位置データとオンライン識別子を加えた。また、EU 規則提案前文(24)項では、“「識別番号、位置データ、オンライン識別子(IP アドレスやクッキー等)、その他の特定の要素は、それ自体として、全ての環境において必ずしも個人データとみなされる必要はない」”7)として、留保をしつつも、“場合によっては、これらのデータが単独で個人データとみなされる可能性があること”8)を示唆している。また、議会修正案では、“利用可能性の高い方法に限らず、アイデンティティに特有の要素を一つ以上参照することで、「直接又は間接に識別することができる者」”9)が識別され得る自然人であることの定義となるよう修正が加えられた。

2.3 米国消費者プライバシー権利章典による個人データの定義とその背景

“プライバシーの原産国であるアメリカでは、その発展過程においてプライバシーの権利がいったいどのような法的概念であるかについて、様々な社会問題を反映しつつ繰り返し議論されてきた”10)が、政府の介入を嫌い、表現の自由が厚く保護されている米国においては、“政府からの個人の「自由」をプライバシー権の価値と据え”11)られている。

事業分野ごとに個別立法を行っている米国では民間部門における包括的な個人データの定義規定はないが、個別立法の“保護の空白部分を埋めることを意図し”たプライバシー権利章典において、第4条(a)より、“「パーソナルデータとは、対象事業者の管理するデータで、一般に公衆には適法に入手可能でなく、対象事業者により、特定の個人にリンクし、もしくは実務上リンクし得るもの、又は個人に関連するもしくは個人が日常使用する機器にリンクしたデータをいい、以下を含むがこれらに限られない”12)としている。

2.4 日本の改正個人情報保護法による定義

改正個人情報保護法第2条第1項において、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」とされており、第1項第1号では、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定しており、また第2号は、「個人識別符号が含まれるもの」としている。個人識別符号とは、第2条第2項において、「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。」とした上で、第2項第1号で、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの」とし、第2号では、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個

人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」としている。

2.5 日本の個人情報と EU、米国の個人データの定義の違い

EU、米国はパーソナルデータの定義をかなり広くおいている。13)そして利用目的や取扱いに重点を置き、様々な新しい制度を導入するなどして対応しようとしている。

また、日本の個人情報保護法は、“個人が(識別されかつ)特定される状態の情報”14)、つまり、“それが誰か一人の情報であることがわかり、さらに、その一人が誰であるかわかる情報”15)を個人情報と定義しているのに対し、EU 一般データ保護規則提案では、識別できるかどうか、つまり、“それが誰か一人の情報であることがわかるか”16)どうかでパーソナルデータかを判断しているという違いがある。

3. 日本の個人情報保護法における課題

3.1 「個人情報」

日本の個人情報保護法による個人情報の定義が EU、米国と整合性が取れていないことで起こる問題としては、

そこで日本は、EU のパーソナルデータ保護水準に合うビジネスを行っていくことが、“IT を活用した民間主導のイノベーションの活性化”17)につながると思われる。

3.2 第三者提供時の「容易照合性」の解釈について

第三者提供時に、個人情報保護法第1条第1項かつ書きの「容易に照合することができる」とは、誰の判断を基準として考えるのかの解釈について、第7回パーソナルデータに関する検討資料では、“提供元(情報を取り扱う事業者)を基準に判断する。”18)とされており、提供先で照合できるかでは判断しないとされている。その理由は、“提供先において特定個人を識別できるか否かは、本人同意を得る等義務を負う提供元においては判断ができない”19)からであるとしている。

文言解釈としては提供元で考えるのが正しいと思われるが、外部から様々な情報が入手できるため、その情報を用いて特定個人を識別することができてしまう可能性があることを考えると、提供先を基準として判断したほうが、プライバシーの保護につながると思われる。

3.3 「他の情報」の解釈について

個人情報保護法第2条第1項第1号かつ書きの「他の情報」とは何かについての解釈についても検討する必要があると思われる。

提供元の加工前のデータ、提供先のデータ、ツイッターやフェイスブックなどインターネット上の外部のデータが

考えられるが、現在の法解釈上、外部のデータについては考えられていないと思われる。これからは、外部の情報との照合についても考えていくことがプライバシーの保護のために必要であると考えられる。

3.4 「個人識別符号」として何を政令で定めるかについて

改正個人情報保護法第2条第2項の個人識別符号に、政令で何が定められるべきかについて議論がされている。

単体で特定の個人を識別できる情報とは何かを考える際、特定の個人と一意性、単射性があるかで判断するということが考えられる。一意性とは、“他と重複することがないよう、1つの対象に1つの識別子が付与されている場合”20)のことであり、単射性とは“個人の集合から識別子への写像において、ある値域に属する元がいずれもその定義域のただ一つの元の像として表されるものであり、一

対一の写像の関係にあるもの”21)であるとされている。しかし、一意性や単射性で考えると氏名という例外が出てしまっていて説明がつかない。

何を「個人識別符号」とし、それをどのように説明するかという課題がある。

4. 個人情報保護法制に関する私見

個人情報の定義は、EUのパーソナルデータとの整合性を図るべきだと考える。

また、「容易照合性」は提供先を基準に判断され、外部のデータとの照合についても考慮されることが望ましいと考える。

参考文献

- 1) 宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説[第4版]」23頁(有斐閣, 2013)
- 2) 園部逸夫編・藤原静雄・個人情報保護法制研究会「個人情報保護法の解説《改訂版》」43頁(ぎょうせい, 2005)
- 3) 前掲・宮下 107 頁
- 4) 前掲・宮下 120 頁
- 5) 石井夏生利「個人情報保護法の現在と未来」60頁(勁草書房, 2014)
- 6) 同上
- 7) 電子技術産業協会「EU データ保護規則案における JEITA 意見書」3頁(2012/9/27)
- 8) 同上
- 9) 前掲・石井 129 頁
- 10) 前掲・宮下 78 頁
- 11) 前掲・宮下 115 頁
- 12) Takashi Hatae「消費者プライバシー権利章典法案(1)」
(<http://www.bizlawinfo.jp/#!%E6%B6%88%E8%B2%BB%E8%80%85%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%90%E3%82%B7%E3%83%BC%E6%A8%A9%E5%88%A9%E7%AB%A0%E5%85%B8%E6%B3%95%E6%A1%88-1/c21xo/44003185-752E-4516-9A0C-B0FE773B7CE7>) (2015/10/22 最終アクセス)
- 13) 崎村夏彦「国際標準化の現場から見た日本の個人情報保護法改正」(野村総合研究所, 2015/6/28)
- 14) (http://www.dekyo.or.jp/kenkyukai/data/2nd/20150628_doc3.pdf) (2015/10/22 最終アクセス)
- 15) 「パーソナルデータ検討会 技術検討ワーキンググループ報告書」(2013年12月10日)
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai5/siryou2-1.pdf>) (2015/10/23 最終アクセス)
- 16) 同上
- 17) 総合通信基盤局・電気通信事業部・高度通信網振興課「平成27年度行政事業レビュー『公開プロセス』情報通信利用環境整備推進事業 補足説明資料」(2015/6/22)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000364442.pdf) (2015/10/22 最終アクセス)
- 18) 第7回パーソナルデータに関する検討会資料「『個人情報』等の定義と『個人情報取扱事業者』等の義務について(事務局案)〈詳細編〉」(2014-4-16) スライド2
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai8/siryou1_2.pdf) (2015/10/22 最終アクセス)
- 19) 同上
- 20) 前掲・「パーソナルデータ検討会 技術検討ワーキンググループ報告書」(2013年12月10日)
- 21) 同上

正誤表

内容に誤りがありましたので下記の通り訂正いたします。

	(誤)	(正)
P.1 概要	プライバシーを保護するために、日本の個人情報保護法の保護対象である「個人情報」の定義について考察する。	本稿においては、プライバシーを保護するために、日本の個人情報保護法の保護対象である「個人情報」の定義について考察する。世界各国のデータ保護法制を見ると、我が国の個人情報保護法における「個人情報」に相当する定義語として、EU データ保護指令、米国の消費者プライバシー権利章典法案共に「パーソナルデータ」が使われている。この「個人情報」と「パーソナルデータ」を比較し、差異を明らかにする。その上で、我が国のデータ保護の水準について検討し、我が国の今後の個人情報保護法制について、示唆を行う。
P.1 Abstract	I would like to analyze of Personal Information in order to protect privacy.	In this paper, I analyze the definition of “Personal Information” in Act on the Protection of Personal Information from the view point of privacy protection. Both EU Data Protection Directive and Consumer Privacy Bill of rights in US have definitions “Personal Data” as well as “Personal Information”. I compare them and clarify the difference. Moreover, I review the level of the data protection in Japan, and propose the solutions for the law system of the personal data protection in the future.
P.1 キーワード	個人情報保護法, 個人情報	個人情報保護法, 個人情報, パーソナルデータ
P.2 3.1「個人情報」 2行目	整合性が取れていないことで起こる問題としては,	整合性が取れていない。